

くろまぐろ型TACに関する鹿児島県計画（試行）
（第3管理期間）

平成29年8月30日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、曳縄、はえ縄、釣り漁業や定置網漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、適切な資源管理の必要がある。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、本県水産技術開発センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、当該データの蓄積又は知見の進展を図る。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について鹿児島県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下、「小型魚」という。）	8.08 トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132 トンを超えないよう管理する。

- ※1 小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本県の数量も変化するものとする。
- ※2 また、小型魚について、全国において3,423.5 トンの数量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（全国の小型魚の割当数量の合計値を超えた時点をいう。）には、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点における本県における漁獲実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

※3 第2管理期間の漁獲枠超過分 6.5 トンは、採捕の種類別に以下のとおり差し引くものとする。

なお、第3管理期間において漁獲枠に達しなかった場合は、未消化の数量は差し引きに充当することができるものとする。

	承認漁業	定置網漁業	計
第3管理期間	0.62 トン	1.40 トン	2.02 トン
第4管理期間	0.46 トン	1.04 トン	1.50 トン
第5管理期間	0.46 トン	1.04 トン	1.50 トン
第6管理期間	0.46 トン	1.02 トン	1.48 トン

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県の定置網漁業の数量	4.70 トン
本県の漁船漁業等の数量	3.38 トン

※1 本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県と本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの都道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

- 1 漁船漁業等（定置網漁業以外）
 - (1) 通常時

- ・ 養殖用種苗等の採捕を目的とするものにあつては、種苗として適さない個体の放流に取り組む。
- (2) 第3に示した漁船漁業等の数量の7割到達時
 - ・ 操業時間の短縮又は操業回数(日数)の抑制に努める。
 - ・ 養殖用種苗等の採捕を目的とするものにあつては、種苗として適さない個体の放流に取り組む。
- (3) 第3に示した漁船漁業等の数量の8割到達時
 - ・ 操業時間の短縮又は操業回数(日数)の抑制に取り組む。
 - ・ 養殖用種苗等の採捕を目的とするものにあつては、種苗として適さない個体の放流に取り組む。
- (4) (1)から(3)の取り組み状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

2 定置網漁業

- (1) 通常時
 - ・ 1.5キログラム未満の個体の放流に努める。
 - (2) 第3に示した定置網漁業の数量の7割到達時
 - ・ 網起こし回数の抑制実施に努める。
 - ・ 1.5キログラム未満の個体の放流に努める。
 - (3) 第3に示した定置網漁業の数量の8割到達時
 - ・ 網起こし回数の抑制実施に取り組む。
 - ・ 1.5キログラム未満の個体の放流に取り組む。
 - (4) (1)から(3)の取り組み状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
- 3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。
- 報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。
- 4 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、第3の漁船漁業等の数量の9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、定置網の共同管理に参加する定置網漁業は、その数量を超過した際は操業自粛を要請する。また、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導を行うものとする。
- 5 水産庁は、定置網の共同管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で注意報、8割に達した段階で警報、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出し、本県はこれに応じ、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導を行うもの

とする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。

- (1) 漁業者の取組について周知を図る。
- (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
- (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第2及び第3に示した知事管理数量、定置網漁業の共同管理の別に、それぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、割当数量の消化状況に応じて次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

- (1) 第2及び第3に示した採捕の種類別の数量の消化状況に応じて以下のとおりとする。
 - ① 7割に達するまで：月3回（1～10日、11日～20日、21日～末日）
 - ② 7割を超えた場合：水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内
- (2) 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。